

資料編

一、考古

竹野町考古資料の紹介

一、はじめに

通史で述べたように、竹野町内で発見され調査された遺跡の数は少ないが、重要な遺跡として、黒曜石の散布密度と出土点数では但馬第一の椒堂ノ上遺跡、わずか、五平方メートルの調査で、本文一二五頁・写真図版三〇頁の報告書を書いた小森岡遺跡、但馬の前期古墳のあり方を示した阿金谷古墳群の調査、弥生墳墓から古墳への移行を知る上で重要な出持地遺跡、但馬最古の竊跡として、県の史跡に指定された鬼神谷竊跡（平成三年三月三十日指定）等々、通史編には掲載できなかった実測図を許される範囲内で紹介したいと思う。

二、小森岡遺跡の資料

小森岡遺跡の縄文土器の中で、報告書に図面化されたものは四一七点である。ここには八三点だけを紹介する。図85～図88までである。図面の下に記された図の番号と土器型式・土器番号は報告書のそのままを記した。また、現在、これらの土器は図面順番号順に小箱に整理保存されている。

図85は、縄文時代前期の土器一点と、他は中期の船元式・里木式・平CⅢ式に比定される中期前後葉の土器である。中期の土器は約百点出土しているが、ここでは三七点を紹介している。図86は後期前半の中津式（38162）と福田K2式（63167）の口縁部である。

図87と図88は小森岡遺跡から最も多く出土した。布勢式（四ツ池式とする場合もある）の土器で、福田K2式から縁帯文土器へ移行するもので、口縁頂部の文様帯が発展し、また、橋状把手をもつものも出現する。

図89は第二地点出土の細身の有茎石鏃である。東北・北陸地方に伝播している晩期のものであるから、この様式の石鏃としては、分布の西限となっている。

三、田久日ヨゴレババ2号墳の横穴式石室

竹野町指定文化財の一つである、横穴式石室をもつ円墳二基が、豊岡市との境界に近い海岸に存在する。竹野町では、この古墳が、石室の構造を観察できる唯一の遺跡である。

一号墳は、玄室内が盗掘されているものの墳丘・石室ともに原形を保っている。墳丘は長径約一二メートルのやや楕円形で、高さは約三メートルである。石室は北に向けて開口しているが、羨道部約二メートルが埋まっているので支門・羨門・閉塞石などはわから



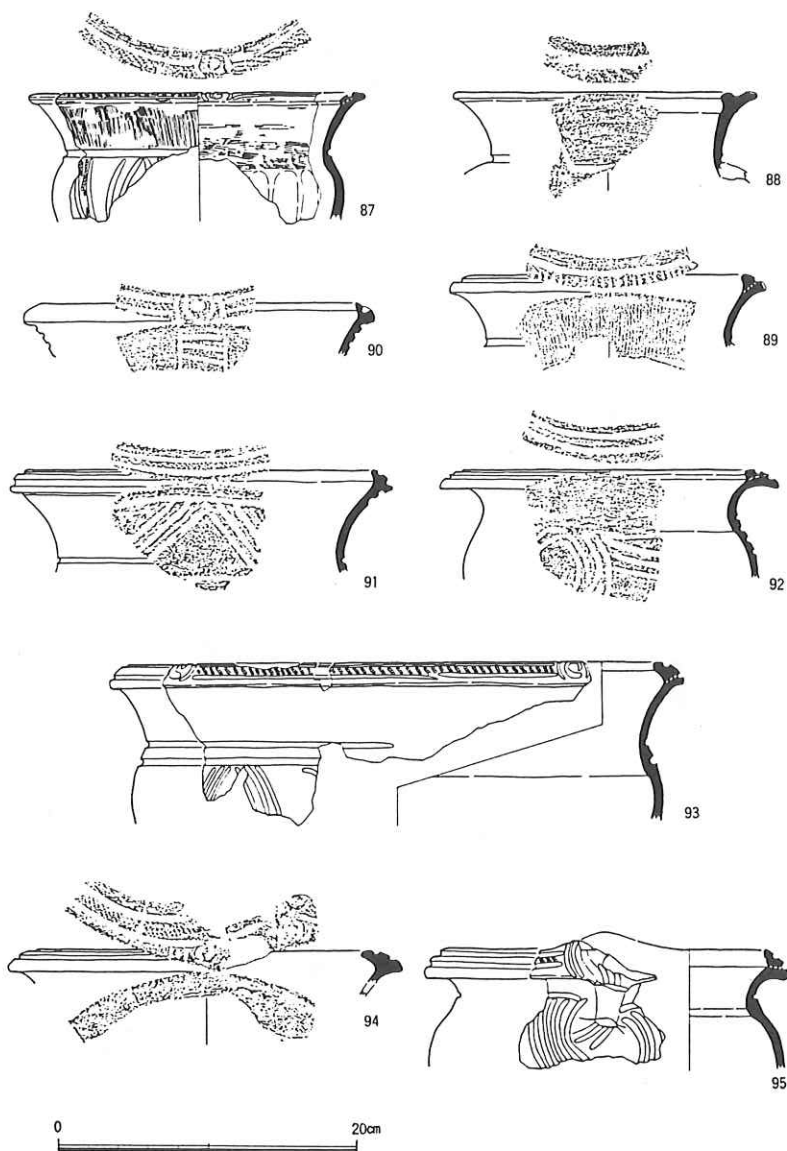
報告書 縄文土器(1) (1-Z 1類, 2-9-C 1類, 10-13-C 2類, 14-22-C 3類, 23-35-C 4類, 36-C 5類, 37-C 6類) 縮尺1/3

図85 縄文時代前・中期の土器



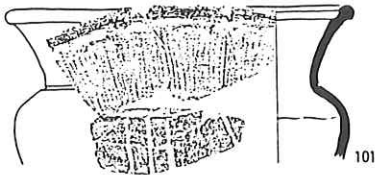
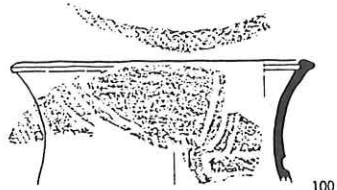
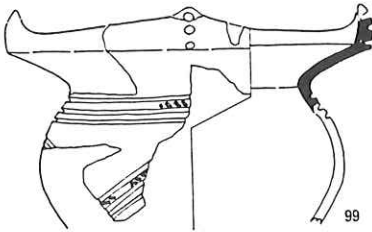
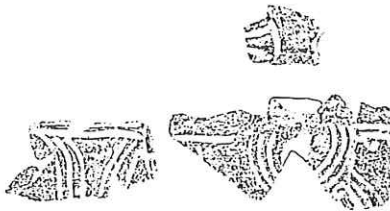
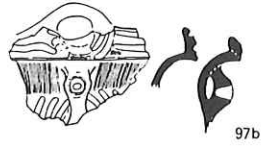
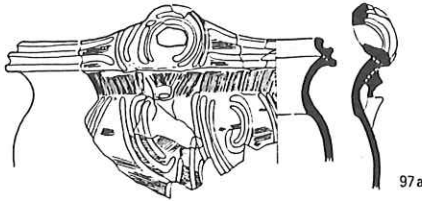
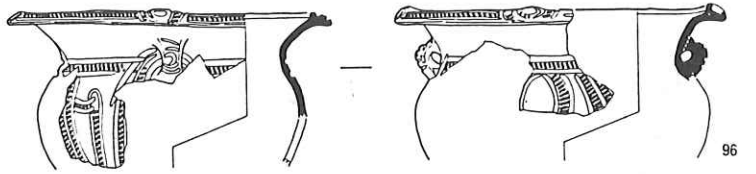
報告書 縄文土器(2) (38~62-K 1類, 63~67-K 2類) 縮尺1/3

図86 縄文時代後期の土器



報告書 縄文土器(5) (87-95-K 6類) 縮尺1/4 (網掛け部分は剥落を示す)

図87 縄文時代後期の土器K 6類 (布勢式)



報告書 縄文土器(6) (96~101-K 6類) 縮尺1/4 (網掛け部分は剥落を示す)

図88 縄文時代後期の土器K 6類 (布勢式)

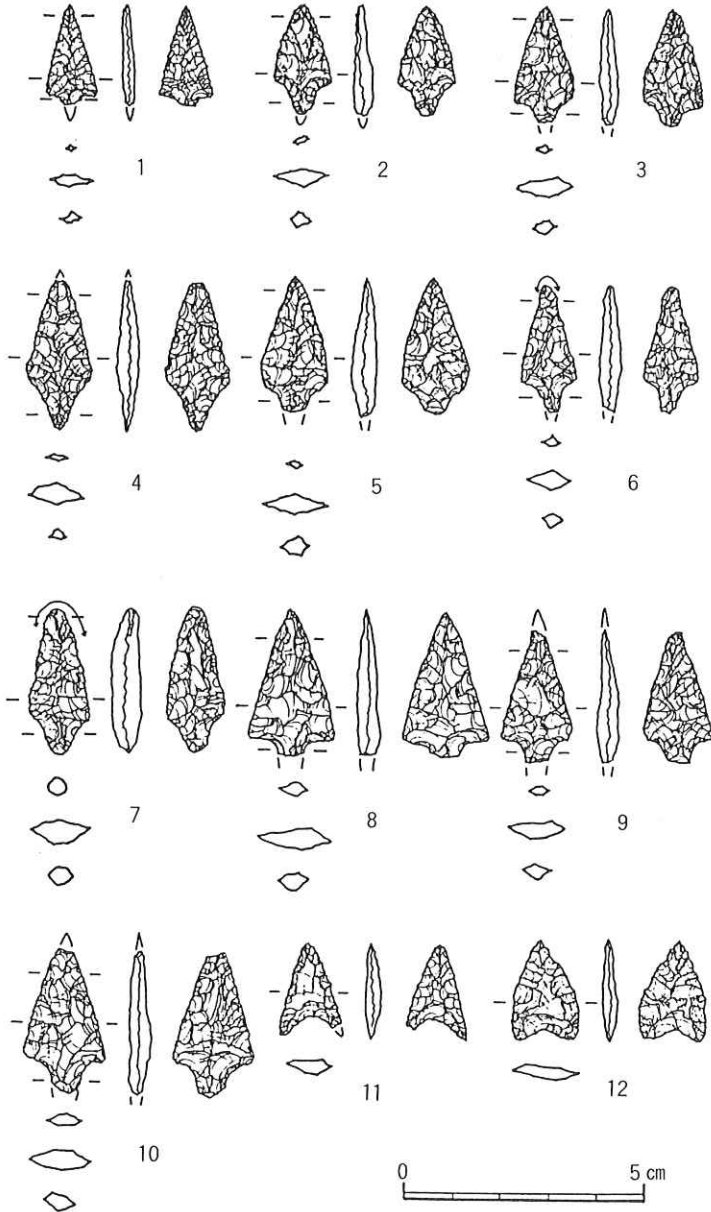


図89 小森岡第2地点出土の石鏃 (縮尺2/3)

ない。玄室は、長さ四・一^{メートル}、幅一・九^{メートル}、高さ一・三^{メートル}・一・五^{メートル}、側壁は付近にある流紋岩を割った石を四〜五段に積み上げ、少しずつ内部へ持ち送り、天井石（蓋石）は五枚を使用している。実測をしかけたが、暗いのと、単身であったため途中で断念した。

二号墳は東側約三分の一が削りとられ、その跡に、稲架が立てられており、北側は水田が造成されて墳丘が畦の役目させられていたため、墳丘規模ははっきりしないが、一号墳と同じく、直径一〇〜一二^{メートル}の円墳である。

石室は東へ向かって開口しているが、東側四^{メートル}余りが削りとられているので、羨道部・玄門部・袖の有無などはわからないう。玄室残存部の計測値は、長さ北側三・七^{メートル}、南側二・七^{メートル}、幅、一番奥二^{メートル}、残存部入口一・七^{メートル}、高さ一・二^{メートル}・一・五^{メートル}である。側壁・奥壁は、一号墳と同じく、付近の流紋岩を使用し、南側は三段積であるが、奥と北は大小取りまぜて不規則な積み方で、北側の石が抜け落ちて床面に散乱している。天井石三枚が残っている。側壁の奥、二・三・四段目の石が奥壁に斜めに掛り、三角隅持ち送りという積み方になっている。また、北側水田の石垣基部が北側側壁の転用らしいので、石室の長さは、六・五^{メートル}であると言えよう。

四、鬼神谷窯跡

鬼神谷八幡神社参道の斜面に須恵器の窯跡の存在が推測されたのは昭和四十九年（一九七四）で、昭和六十一年（一九八六）の分布調査で一号・二号窯跡が確認され、昭和六十三年から平成元年（一九八八〜一九八九）にかけて教育委員会によって発掘調査が行なわれ平成二年（一九九〇）に「鬼神谷窯跡発掘調査報告」が竹野町教育委員会から発行された。

調査の結果、北から南へ延びる低い尾根の東側斜面に、尾根の先端から基部に向けて、一号・二号・三号と三基の窯が並んでおり、時代的にも一〜三号と、尾根の先端から基部へ向かって順次に築かれている。

一号と二号は、稲荷神社の建築と参道工事、土採り、八幡神社の参道工事などで破壊が進行しており、二号の破壊が最も進んでいる。

三号は発掘調査の際に行なった磁気探査によって発見されたもので、下端の焚き口付近を参道工事で失っているほか、窯体の大部分が残っており、遺物の検出も多かった。

現存する窯体の大半は花崗岩の風化した土をトンネル状に掘り込んだ地下式であるが、焚口に近い部分は天井を架構する半地下式であったと思われる。現存長（窯下端〜煙道上端）は五・

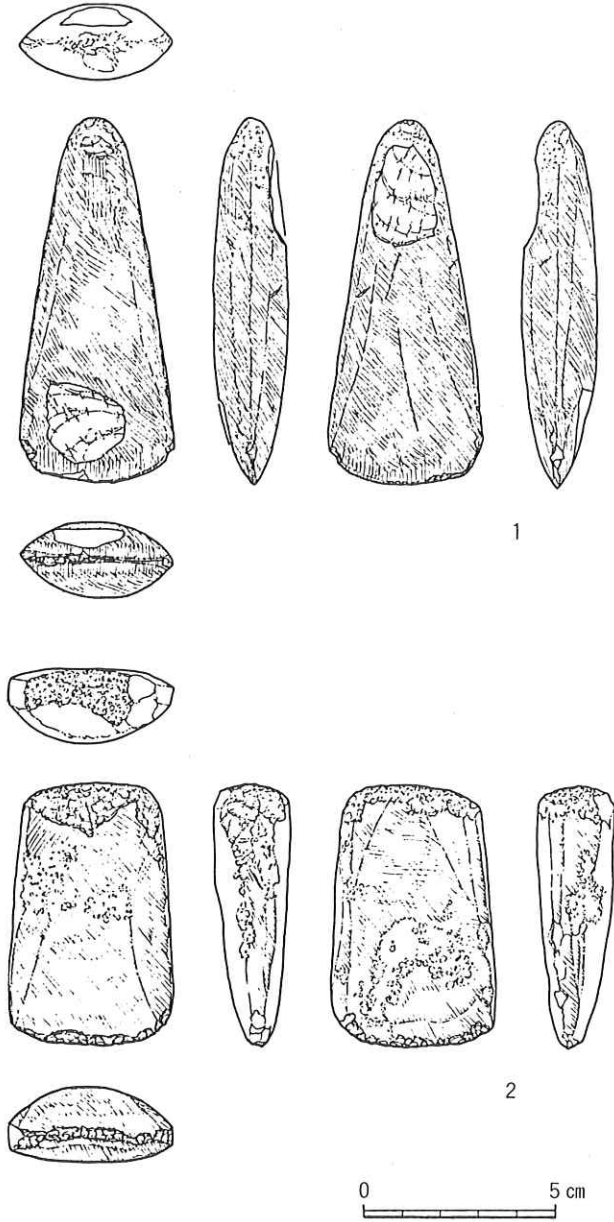


图90 小森岡第2地点出土磨製石斧(縮尺1/2)

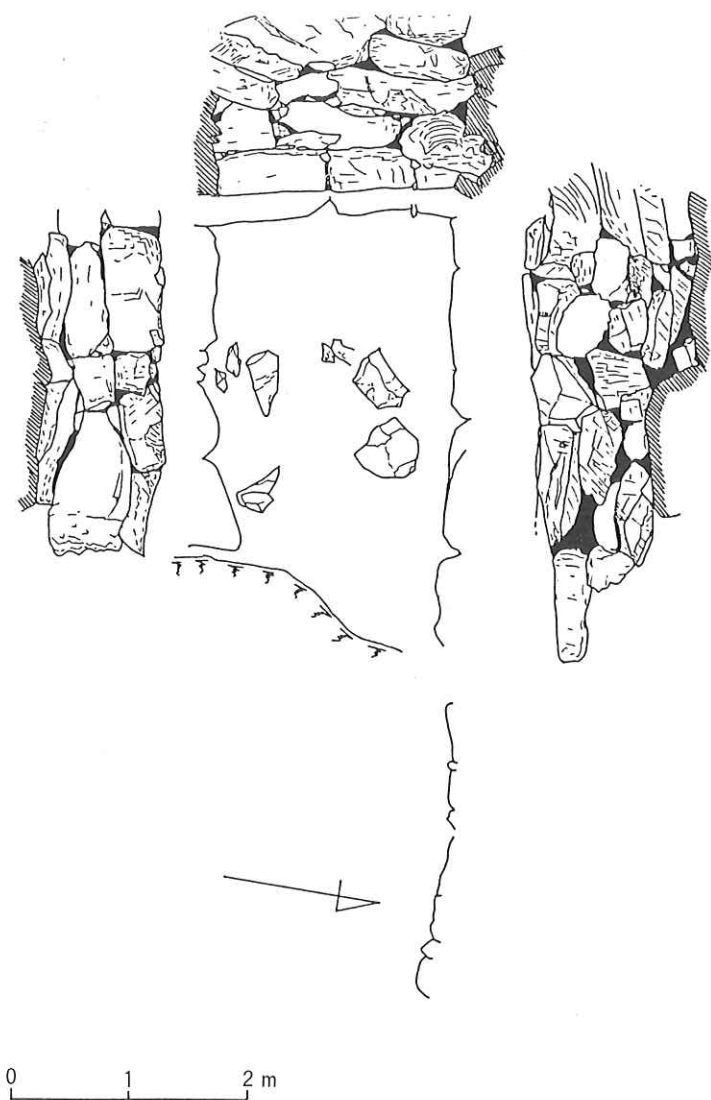


図91 田久日ヨゴレババ2号墳石室実測図

八六メートル、床面の幅一・三〜一・四メートルで完掘した範囲でその幅は変わらない。天井残存部分での高さは一・一六メートルを測る。焼成部床面の傾斜角度は一二度で、地表面の傾斜と比べるとかなり緩い。

図92は3号窯の平面遺物出土状況。

図93は鬼神谷3号窯の土層位図である。

窯の年代を推定するのは、検出された遺物に拠るのである。図94は鬼神谷窯跡出土遺物の編年表である。これによって一号窯は五世紀末〜六世紀初頭、二号窯は七世紀前葉、三号窯は七世紀中葉に位置づけられる。したがって、但馬地方では最も古い須恵器窯跡である。その上、西北の沢地で、六世紀はじめの工房跡も検出されている。

なお小森岡の土器拓影と実測図は、京都大学助手千葉豊氏、石器は大阪府立池田北高等学校講師大下明氏の作図による。
(高松龍暉)

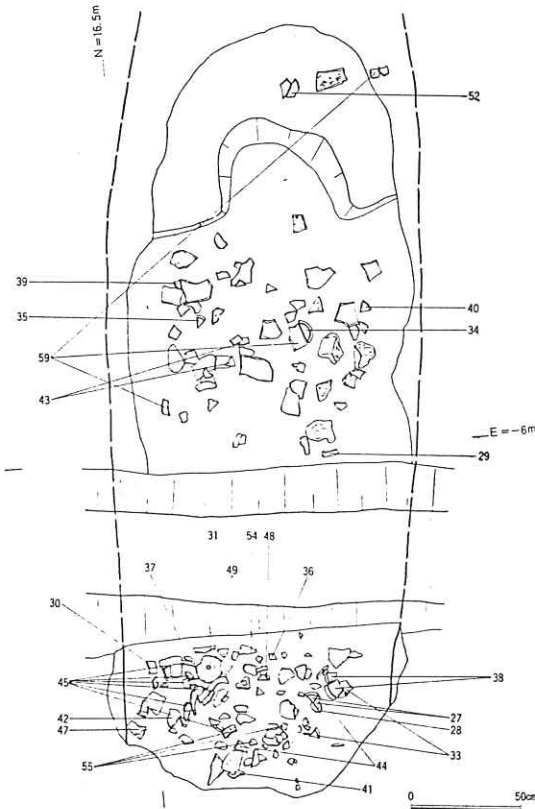


図92 鬼神谷3号窯遺物出土状況

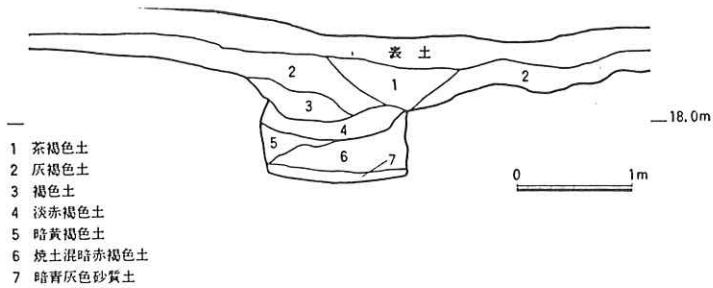


図93 鬼神谷3号窯の層位

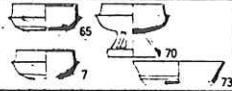




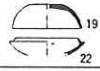

段階	窯 体	そ の 他	須 恵 器	土 師 器
I	(1号窯)	S X 1		
II	1号窯 床面	S B 1 S B 2		
III		(F 4)		
IV	2号窯 床面			
V	3号窯 床面	(C 6)		(土器の縮尺は10分の1)

図94 鬼神谷窯跡出土遺物の編年

二、中 世

金亀院・両界院文書

〔史料一〕

荆木山観音寺之別当房、文安四年八

月四日、□剋炎上ノ時、本□書焼失シ畢ル、間レ然ル公方之御判

ヲ申ス、弥々末代ニ可キ奉ル致シ御祈禱ノ精誠ヲ者也、以テ此ノ旨ヲ

観音寺衆徒等謹テ言上ス

御寄進

但馬国美含郡竹野郷荆木山観音寺并愛染堂円光寺々領事、

月成名内

壹反

カマフチ

供僧田

月成名内

壹反

ツホノ内

燈明田

觀陣名内

壹反

江頭

供僧田

水九名内

壹反

小コエツホ、今坂

供僧田

月成名内

壹反

ナカフチ

供養法田

月成名内

壹反

マツカセ

如法経田

吉岡名内

壹反

マツカセ

大般若田

吉岡名内

壹反

佛餉田

月成名内

貳反

興法寺ホキノ下

佛餉田

水九名内

壹反余

藤森

修理田

壹反

コイナハ

供僧田

壹反

蔵谷口

風呂田

壹反余

小足谷口

供僧田

壹反

山崎家前

供僧田

壹反余

山崎大前

供養法田

月成名内

壹反

タカハシ

護摩田

支余名内

壹反

本年免貳反本口ニナル、今ハ蓮花寺ノ御也

供僧田

壹反

アシノ田

供僧田

壹反

ヒカケ嶋

修理田

壹反

八幡鼻

佛供田

小

新宮谷口

荒神田

壹反

ナツメカキ

観音経田

月成名内

壹反余

草飼前

大般若経田

参反

今ハ一反半ハシツメ道

西 法華経田

壹反

兩処山崎大前

小五月田

壹反

菌部

光明供田

畠分

アラホリ

貳反

松本向

修理田

壹反

アヲホリ

大般若田

壹反

同前

光明供田

吉岡名内

壹反 ヲソノ

燈油田

壹反 小守岡

護摩田
小野天神仁王經

壹反 松本

祭礼田

壹反 大江田

修理田

壹反 山崎大前

理趣三昧田

壹所阿子谷口河成

東ハ大河限 南ハツン谷口限
西ハ公田限 北ハ五月畠限

兩界堂分河成三ヶ所

カマクラ

壹所 小野前

東ハ山岸ノ道限 南ハ出雲路谷ナハ口限
西ハ大道ヲ限 北ハ古河公田限

壹所 ハシツメサ

東ハ河ヲ限 南ハ公田限
西ハハシツメラ限 北ハ大河限

壹所 道祖迫

修理分

壹反 草飼前

大木本伊六良名内
今ハ不知行

修理分

當郷領家地頭自二日輪寺

壹反 カマフチ

修理田

壹反 ナカフケ大町

護摩田

壹反 興法寺前

燈油田

壹反 松本前

供僧田

壹反 草飼前

供養法田

壹反 畠分

壹反小 ヒカケシマ

法華経田

壹反小 松本

小森岡 東ハ池與谷 南ハ公田
西ハ大道 北ハ律田限 燈油田

壹反半 松本前

放生會田

壹反 今ハ流メシ

放生會田

壹反 今ハ流失タモノ森

修理田

壹反 ムクカツホ

放生會田

壹反 同前

放生會田

小 ハネウノ家前

燈油田

賀嶋宮 社僧田

社僧分

貳反 馬走

社僧分

大 アラ田ツホ

社僧分

大 ミソソイ

社僧分

大 ハシツメ道

老松田

愛染堂円光寺屋敷分

田畠兩所壹所所在所森下自二道東一燈油田壹反、今ハ不知行、

并屋敷在所三ヶ所、此内壹所若宮谷、壹所自二森宮東山岸

一畠同山ニ在リ、壹所森下、東ハ宮岸ヲ限リ、南ハ宮大門

道限、西ハ古河堂道限リ、北ハ宮後横道限リ

荆木山觀音寺山羽丹生谷方至事

荆木山觀音寺山羽丹生谷方至事

東南ハ月成名山峯限リ

西ハニイホキノ道山崎ヲ限リ

北ハ小守岡限リ

山島、野島共ニ極月三ヶ日理趣三昧分也、

山内分事 西ハ藏谷、東ハ羽丹生谷兩所

以上 田数四町二反余 島九反余

此外賀嶋宮燈油田、浜、石梯下壹所、

文安五年 戊辰二月十六日

〔史料二〕

御寄進荆木山觀音寺指出之事

供僧分

カマフチ 壹反 八百七拾文

コイナハ 壹反 八百七拾文

キマサキ家前 壹反 六百七十文

コエツホ 大 三百文

エカシノ 壹反 七百文

小アシノ谷 壹反 七百文

アシ田 壹反 六百文

今坂口 小 三百五文

長日供養法田

〔金龜院文書〕

ナカフチ 壹反 壹貫文

役田

マツカセ 如法經田島小 壹反 八百七十文

小寺前 弘前田 壹反 五百文

藤森 修理 壹反 壹貫文

タカカシ 護摩田 壹反 壹貫文

ヤウタカハナ 佐供田 壹反 七百七十文

ナツメカキ 賀嶋觀音經 壹反 四百文

ハシツメ道ヨリ西 賀嶋宮 參反 壹貫貳百文

ヤマサキ太郎 壹反余 壹貫文

マツカセ、大般若田、 壹反 四百文

興法寺ホキノ下、弘前田、 貳反 壹貫五百四十文

クラ谷口、風田 壹反 七百七十文

ヒカケシマ、修理田 壹反、五百七十文

新宮谷口、彼岸祭、 小 三百文

草刈前、正月一日大般若田、 壹反 壹貫文

小五月田 壹反

兩処 八百文

島分

松本向 今ハアラホリ、兩界堂修理、アラホリ、長日大般若田、 貳反 五百文

蘭部、光明供田、マソノ、燈油田、 壹反 二百五十文

小守岡 護摩田、松木、天神祭田、 壹反 貳百五十文

大江田、今ハ流失、大修理分、理趣三昧田、 壹反 百六十四文

壹所、阿子谷口河成、東ハ大河限、南ハツン谷口限、西ハ公田限、北ハ五月日田限、 壹反余 貳百五十文

兩界堂分河成三ヶ所

壹所 小野前 東ハ山岸ノ道ヲ限、南ハ出雲路ナハテ限、北ハ古河公田限、 壹所 ハシツメサ 東ハ河ヲ限、南ハ公田限、西ハハシツメラ限、北ハ大河限、 壹所 道祖迫 河ハタ道ノ上下、 壹所 カマクラノ口輪寺、当郷領家地頭、 愛染堂円光寺分、

壹所 道祖迫 河ハタ道ノ上下、 八百文

壹所 愛染堂円光寺分

カマフチ修理
壹反 八百七十文
興法寺前、燈油
壹反 七百七十文
草創前、長日供養法具
参反 貳貫四百文

畠分

貳反小 ヒカケシマ 五百卅四文
壹反 松本小守岡 貳百五十文

若宮田

松本前、放生会
壹反小 壹貫文
若宮修理 タモノ森
壹反 四百匁
八子ウノ家前、燈油
小 二百文

畠分

岩井口 大 百六十四文 三百歩 貳百文

愛染堂円光寺屋敷分

田畠両所 壹所、在所森下自レ道東、燈油田壹反、今ハ不知行、

并ニ屋敷内在所三ヶ所、此内壹所、若宮谷、

壹所自ニ森宮一東山岸、畠ノ同山

壹所森下、東ハ宮岸限、南ハ宮大門道限、

西ハ古河堂道限、北ハ宮後横道限、

代七百文

賀嶋宮 社僧田

ナカフケ大明、四季護摩、
壹反卅歩 壹貫百文
松本前、今ハ流失、供僧、
壹反 五百文

ウマハシリ 大 百五十文
ウマハシリ 大 百五十文
ウマハシリ アラクツホ 大 四百文
大 百五十文
ミソソイ ハシツメ通ヨリ東 大 三百文
大 四百文

荆木山観音寺ノ山、羽丹生谷方ニ至ル事、
東南ハ月成名山峯限
西ハニイホキヲ限 北ハ小守岡限

山畠野畠等十二月三ヶ日御祈禱分

山内分事 西ハ蔵谷 東ハ羽丹生谷岡前

賀嶋宮夜燈分

三反 貳貫四百文

△四十一貫七十四文

〔金亀院・両界院両文書〕

〔史料三〕

荆木山指出之事

四段 分錢壹貫八百文

本尊分カ此内壹段承事田

壹町壹段大 分錢六貫五百文 別当坊分

此内賀嶋供僧分、大 此内河成三ヶ所流失

参段大分錢壹貫六文 新井坊分

此内賀嶋供僧分、大、

参段小分錢壹貫八文 桜尾坊分

此内賀嶋供僧分、大、

参段 分錢壹貫五百文 東之坊分

参段 分錢壹貫五百文 宝泉坊分

参段 分錢壹貫五百文 智泉坊分

此内賀嶋供僧分、大、

参段小 分錢壹貫六百文 安養院分

此内賀嶋供僧分、大、

己上

享祿貳年八月八日 荆木

〔史料四〕

定

八講頭文人数之事

華藏院 遍照院 宝積院 藤本坊

〔金亀院文書〕

天文十九年庚戌 天文廿年 天文廿二年癸丑

新井坊 大聖院 安養院 奥之坊

天文廿三年 乙卯(弘治元年) 弘治三年 丙辰(弘治二年)

多聞院 泉水坊 桜尾坊 松尾坊

大門坊 兩分

右旧礼之定 如レ斯

天文十五年丙三月十八日

〔金亀院文書〕

(解題)

史料(一)は金亀院藏、同(二)は同院及び西界院藏、史料(三)・(四)も金亀院藏。両院は同じ観音寺の塔頭(子院)である。史料(一)によると、同寺は文安四年(一四四七)八月四日に、殆ど焼失している。この時重要文書も失ったとある。同文書奥に「文安五年戊辰二月十六日」とあるのは、その後寺領の寄進を公方に再確認したものかと思える。史料(二)も、同(一)と年代は近いものと思え、写しである。同(三)・(四)は、享祿二年(一五二九)と天文十五年(一五四六)のもので、同寺塔頭名が分かる。同(三)には別当坊・新井坊・桜尾坊・東之坊・宝泉坊・智泉坊・安養院の七坊が名を連ねている。その中の五坊が賀嶋宮の供僧である。別当坊以下の主な塔頭名と思えるが、如何に同宮と深いかわ

りがあったかが知られる。同(四)では、法華八講が行なわれており、その頭番の坊の名が天文十五年(一五四六)から弘治三年(一五五七)までの分が書かれている。前記享祿二年(一五二九)の記録には無いものも多く、同名を差引して計算すると室町後期には一七坊はあったことになる。史料(一)・(二)によると、両界堂が中心的存在で、同(三)の別当坊は、或いは同院かと推察される。

史料(一)・(二)によると、同山には荆木山観音寺と愛染堂円光寺があった。しかし、円光寺跡は不明である。鎮守としては若宮(現在の八幡神社)が鎮守社であり、賀嶋半島にあった賀嶋宮の別当の立場にもあった。塔頭の中心的存在であった両界堂が、これが現在の両界院かと思える。金剛界・胎藏界の両マンダラを祀っていたと推察され、別当の住する院であったかもしれない。寺領は史料(一)によると田四町二反余、畠九反、同(二)によると、全体で四十一貫七十四文の年貢銭があった。内容はほぼ同一なので、同(二)によると、組織面では、供僧田(八反余・約五貫五〇〇文)が多く、これに賀嶋宮の社僧田(約七段・一貫五百五十文)を加えるとさらに増大し、神を祀る僧としての性格が強い。その他、仏餉田(二反・約二貫)、仏供田(正月・一反、七百七十文)、灯油田(二反・約一貫文)、別に賀嶋宮の夜灯田

(三反・二貫六百元)とある。風呂田(一反・七百七十文)、修理田畠(三反・約二貫、畠三反・六百六十四文)がある。中世的な湯供養をする風呂もあった。賀嶋宮は賀嶋半島にあるが、夜灯を盛んに燃やしたことも目立つ。

行事としては、長岡と般若田(一反・二百五十文)・般若若田(一反・四百文)・賀嶋大般若田(正月一日、一反・一貫)、長日供養法田(五反・四貫四百文)、護摩田畠(二反・一貫・畠一反二百五十文)・四季護摩(一反余・一貫百文)、理趣三昧田(一反余・二百五十文)、如法経田(一反・八百七十文)、彼岸祭田(小・三百文)・二季彼岸光明供畠(畠一反・二百五十文)、若宮八幡放生会(四反余・一貫九百八十文)、天神祭の仁王会畠(畠一反・一百六十五文)・賀嶋観音経田(毎月二十五日、一反・四百文)・佛供田(正月、一反・四百文)、小五月田(一反・八百文)がある。

分析すると、密教的系(長日供養法・護摩・四季護摩・二季彼岸光明供)、中でも真言系(理趣三昧・大般若(正月一日)・天神仁王経・賀嶋観音経(毎月廿五日))、八幡宮系(放生会)となる。小五月会は不明。こうしてみると、密教的傾向は強いが、天台とも真言とも両要素があり、混在していて、中世的山岳寺院独特の様相を示している。

又史料(一)に法華経会(賀嶋宮每二十五日・田三反、愛染堂嶋一反小)があり、系類としては一般仏教系にあるが、山岳寺院に多いことを指摘しておきたい。史料(四)によると法華八講が重要なものとして行なわれているが、賀嶋宮の同会ではないかと推定される。

なお本史料の返点・句点は筆者が付した。(日野西真定)

〔史料五〕

院号

金亀院

右如シ件

慶長十一年三月廿一日

金剛峯寺

正智院法印景義

〔金亀院文書〕

(解題)

金亀院は、観音寺の塔頭(子院)の一である。これ以前の院名ははっきりしない。慶長十一年(一六〇六)高野山正智院から、「金亀院」という院号を与えられている。これは、ただ院

号をいただき同院の格式が上がるというばかりでなく、このことにより本末関係が結ばれるという点が注目される。このころより次第に高野山の各院と地方寺院が本末関係を結んでいく。その一つの方法がこうして院号を与えるということにより行なわれている。景義は正智院住職で、阿州板西郡の出身・慶長十七年寂。(日野西真定)

〔史料六〕

諸末寺^エ 繼目之節申^シ 渡^ヌ 掟書

①一、天下安全之御祈禱被^レ 抽^テ 精誠^一 并^ニ 朝暮之例時等、無^レ 懈怠^一 可^レ 被^ル 相^イ 勤^メ 之事、

②一、末寺之面々、不^レ 乱^サ 僧侶之威儀^一 糺^シ 法流^ヲ、守^リ 国法^ヲ、

寺院相統、佛法興隆之旨、萬端如法^ニ、可^レ 被^ル 相^イ 勤^メ 之事、

③一、初灌頂者不^レ 及^バ 申^ヌ、開壇不^ル 修行^一 之仁、入佛・遷宮

并^ニ 亡者之引導不^ル 可^レ 相^イ 勤^メ 事、

④一、末寺之内、不^ル 如法^ナ 之仁於^テ 有^ル 之^レ 者、從^リ 一結之中

一、早速可^レ 被^ル 相^イ 届^ケ 事、

⑤一、諸末派住持代目之節者被^レ 遂^テ 其^ノ 断^ヲ 登山之上、繼目之願

被^レ 出^サ 之^ヲ 受^ケ 本寺之許容^ヲ、住職可^レ 被^ル 相^イ 勤^メ 之事

⑥一、檀中宗門之吟味^并 面々至^ル 召仕之者^ニ 迄、宗門手形可^レ 致^ス

念入ニ之事、

⑦、得^テ金銀・財宝^ヲ後住之契物仕^リ間鋪^キ事、

右之条々堅^ク可^キ相^イ守^ル之者也、若^シ違背^レテ有^ルニ之^レ者ハ、

如何様^{ナル}曲事^モ可^ク被^ル仰^セ付^ケ候、為^メ念^ノ印形仕^リ候、以^テ上

延享貳年^乙 丑 十月日 (『末寺継目帳』從享保二年十一月至

寛政二年三月正智院役者)

〔史料七〕

天明八年追補教諭

①、佛閣之修理・佛前之莊嚴、常々不^レ可^カラ有^ル油断^一、絶た^ルを続^テ、廢たるを興すは、其功・其德衆^ニ勝れたり、仏法ハ信心をもつて能入とし、信心は莊嚴をもつて起因とす、然^レバ則^チ仏祖之供養不^レ可^カラ過^ル莊嚴^一事、

附、房舎・厨屋、花麗之宮堅^可レ為^ニ無用^一事、

②、朝暮之勤行必^ズ不^レ可^セラ有^ル懈怠^一、三時・四時乃至不斷之勤行ハ猶以^テ可^キレ為^ニ殊勝^一事、

③、檀家之輩祈禱・滅罪之懇望あらは、平等大悲之心に住して専^ラ抽^ンテ丹誠^ヲ厚^ク可^ク祈^ルニ効驗^一必^ズ信施の多少を見て増減の思ひを懷へからず、況^ンヤ財利を貪^ツて葬式等滞^ル事、堅

ク令^ムル停止^セ之事、

④一、祈禱・滅罪等法用之外、猥^ニ俗家^エ不^レ可^カラ往來^一ス、況^ンヤ及^ビ夜陰^ニ俗家^ヘ往事堅^ク可^レ為^ニ無用^一、若^シ無^キ據要用^ア

らば、袈裟・衣を着し、伴僧又ハ僕等を可^キ相^イ隨着^一又無^キ其力^一ものハ、顯露之計を以、可^キ離^ル他人之疑謗^一事、

⑤、於^テ寺内^ニ、尼女止宿之儀、縱^令雖^モ有^ルニ親類之好^ミ、堅^ク可^レ為^ニ無用^一事、

⑥、祈・滅・檀用之外、有^ル余暇^一時者ハ、戒定惠ノ三学之中、隨機惠門に可^ク修^ニ練^ス之^ヲ、三学^ニ編修者^ハ、衆以^テ可^レ為^ニ大^機、必^ズ徒に光陰を送るへからず、教相の義門・聲明之稽古者、古義之風範、当山之宗義を可^キ受習^一事、

(中略)

⑦、常々抽^テ国家安泰之精祈^一、然^テ其国、其所之法式堅^ク可^キ相^イ守^ル事、

⑧一、企^テ公事・訴訟^ヲ金銀之利養を貪^リ、又ハ田畑之際限をあ^らそふこと、出家に不^レ似合、況^ンヤ邪計・奸曲之事業、一切令^ムル停止^セ之事、

⑨、於^テ寺院^ニ法談・教化等、都^テ三宝縁之外、俗輩をオスめ、酒宴・遊具・雑談・放埒非儀之会合堅^ク可^レ為^ニ無用^一事、

(中略)

⑩、弟子・門人数多養育し、厚く勤誠を加へ、修学を長せしむ

へし、多の弟子の中、行儀如法にして修学を勵ものには、衆
聖憐を加へ、懶墮にして師訓に背くものハ、早く治罰すへし、
憐ミと心得てゆるし置は、還テ彼を見放に似たり、師訓に隨
ハ、更に可レキ加ニル聖憐ヲ事、

⑪、剃度之式及四度加行・護摩供等、法流を正し、行儀を教え、
必不レ可ニカラ疎略ニ事、

⑫、自宗所依之經論・章疏・古義之説曲に准して素説せしめ、
聲明音曲当山之風儀を習しめ、有ニ余力一時ハ、可レキ令レム涉ニ
狽セ他家之経疏ヲ事、

⑬、年齢漸長し、加行如法に成就之後者、於テ本寺ニ可遂ケテ伝
法灌頂ノ入壇ヲ於テ他山ニ入壇之競望決テ不レ可レカラ致レヌ之ヲ事、

⑭、伝法灌頂成就之後、随レ力ニ可レシ遂ケル入レ衆ニ住山ヲ、若シ
無シ其力一ものハ、客僧にて三ヶ年可レシ遂ケル住山ヲ、当山之
風教に薰し、古義之宗意を習ふもの多有之時ハ、於テ田舎ニ
自然と法義ヲ可ニ流布ス事、

(中略)

⑮、毎月御影供、理趣三昧之法用、無シテ疎略一、表白・祭文・
唱礼・後讀、当山之法式に准して可レキ有ニ勤行一、事、

⑯、惣テ諸法会之節、法会早テ、法話・淨談之外、酒宴・遊興

等堅ク可レキ為ニ無用一、事、

⑰一、法席を濫するをもつて戒體を侵すとすること、佛制明白
也、仍テ法席ハ戒臈に任て着座すへし、必ヌ不レ可レカラ依ニル世
寿之幼長ニ事、

(中略)

⑱、末寺之輩一味相合して互に法義を勵、必ヌ不レ可レ企テテ淨
論ヲ挾サム隔意ヲ事、

⑲一、法流伝受・阿闍梨位開壇ハ必ヌ於テ本寺ニ可レシ受レケル之ヲ、於
テ他山ニ不レ可レカラ受レケル之ヲ事、

(中略)

右条々為メ令法久住、利益人天ノ教論ヌル処也、面々懇に相守、
於テ毎月御影供之席ニ此条目可レキ有ニ披露一者也、
天明八年戊申十月

右、被ニ仰聞一候御教示之御旨、奉レ畏ミ候、御末寺之面々堅ク
相イ守リ可レク申候、仍テ御請印形指上申候、以上、

(『末寺繼目帳』 從寛政二年 至文政五年 正智院役者)

(解題)

史料(六)同(七)は、高野山正智院(竹野町真言宗寺院の本寺)藏
の、本末関係にかかわる史料である。高野山派における本末

関係は『通史編』に於て紹介したが、高野山関係について同問題を論じたのは、本町史がはじめてである。その中核となるのが、この二史料である。説明の都合上、各条の上に通し番号をつけた。なお返点・句点は筆者が付した。

史料(六)で重要な条は③の初灌頂（伝法灌頂とも稱明灌頂ともいう。加行などを終え、この灌頂を受けてはじめて一人前の真言僧となる）を受けなければ、入佛（位牌や墓の魂入れの行法）・遷宮（神社などを建て直す時に行う行法、本来は神社は隣りに宮を遷し建てる空地を明けておいたので、再建することを遷宮といつた）・亡者の引導（葬式の導師、これが出来ないと檀那寺の住職は出来ない）などは出来ない。④末寺の不心得な者が出た時、「一結之中」、つまり結果が責任を持つこと。つまり寺院組織の末端に五人組の組織を取り入れ、お互いに監視をさせた。⑤住職の継目（後を継ぐ）の式には、「本寺之許容」、つまり本寺の許可を得なければならぬ。本寺の上には総本山（高野山では金剛峯寺）があり、高野山派の場合には、本寺は高野山の塔頭寺院がなった。その本寺が、この手続きにより末寺を掌握した。⑥では、寺が毎年宗門改帳をつくり、また宗旨送り状（結婚の時の身元の証明書）や往来手形（旅行の時の通行券）を発行させて、檀家

を取り締らせた。これは幕府の政策であり、各宗派共通。

史料(七)、③では祈禱・滅罪の行法を平等心で行ない、金銭により差別をつけてはいけないとする。祈禱は真言宗の得意の行で特権となった。竹野町では真言宗寺院を「祈禱寺院」といい、年末の荒神払い（かまと払い）などは、臨濟宗・時宗の檀家にも行っている。⑤寺に尼・女性を置いてはならない、この条項は明治初年まで、真宗以外は守られた。もしこれを犯したら「女犯一件」とし、厳しい処分が行なわれた。⑦得度、四度加行（真言宗の基本的行法を修練する行、四段階ある）、護摩（これも正確には四度加行の中に入る）を受けること。これは真言宗独自の基本の行。⑧加行を自坊などで終了したら、本寺で行法灌頂を受けなければならない。同じ真言宗でも他山（他の本山）で受けてはならない。これで行法上から本寺に末寺を掌握させた。詳しくは『通史編』（三四頁以下）。これで総本山―本寺―末寺の関係を成立させた。同じ高野山内でも学侶方寺院で、行人・聖方僧も受けなければならない、学侶方による高野宗団全体を取締る制度が確立する。④灌頂を受けた後に、三年位は高野山に住山しなければならぬとするのは、山籠制度（山に籠って行をする）の復活であり、実際に行なわれたかどうか疑問。⑮御影供（おみかげぐ）は弘法

大師の命日に行なう法会。行法としこれを中核とし、結衆の団結をはかった。この影響は今日まで残っている。⑲法流の伝授、阿闍梨灌頂も高野山の本寺で受けなければならない。法流の伝授も本寺の住職は授けなければならなかった。各人には高野山の中院流の外に三宝院流など数多くあり、行法の仕方が異なっている。従って、本寺の住職は、その各流派の行法をマスターしておくかなければならなかった。阿闍梨灌頂は、阿闍梨位を得るための灌頂であるが、その内容についてはよく分からない。今後の研究課題である。なお、明治までは、学侶寺院の上位のものは自坊で灌頂が行なわれるよう道場を持っていた。灌頂堂も、壇上にあったが、天保十四年（一八四三）に焼失し、それ以降は、大がかりな灌頂は、宝寿院で行なうことが多い。

（日野西真定）

三、近世

1、庚申待縁起

細田氏 宗重印

〔内題〕
敬白庚申待縁起

大宝元年^{辛丑}正月七日庚申ノ日申ノ刻^ニ、摂津国難波天王寺^ニ民部僧都ト申出家ノ処^ハ、年十七八斗ナル童子一人来リ玉ヒテ、彼ノ出家^ニノ玉フ様、吾ハ帝釈ヨリノ御使^ニ罷下リテ候、日本国ニ寺多シトイエトモ、彼天王寺ト申ハ、聖徳太子ノ御建立仏法最初ノ寺也、彼ノ寺^ニ六十^ニアマル民部ノ僧正ト申出家アリ、彼法師^ニ此事ヲ懇^{ホシゴロ}ニ伝ヘ申セトノ御使也、能々聞召シ日本国中ニ弘メ可レ給マ、抑三界ノ衆生ハ迷フ事ノミニシテ悟ル事スクナシ、庚申ト申スハ、一年ニ六度も、是ヲ奉ニ守待人^ニハ過去・現在・未來ノ徳ヲアラハス、何^ニモ心ヲ清淨^{ニシテ}待申ヘキ也、但^シ南向テ水ヲカカリ、吉^キ衣裳ヲ著シ、南方^ニ高棚ヲ構^ユ、申ノ刻ヨリ可レ守、此時梵天・帝釈知^{ロシ}召シテ、童子ヲ下シテ庚申待申ス人ノ名ヲ一々^ニ不レ漏^サ記^シ、三重ニ塔ヲ立テ三世ヲ守玉マ、一重ノ塔ノ功力^ニハ、過去ノ罪消滅ス、二重ノ塔ノ功力^ニハ

現在ノ罪ヲ消滅ス、三重ノ塔ノ功力^ニハ未來ノ罪ヲ消滅ス、サレハ人間ハ過去ノ悪業^ニ依テ現在ニテ物ヲ思フ、何レノ国主^モ、將軍モ、大名・高家・貴國・上下万民、色コソ替^レ、物ヲ思フ也、仏法僧者、我カ家々ノ念願ヲナシ、国主ハ民間一天静^ニト願玉フ、國男國女ハ一生涯ヲ物憂ク暮ス、富貴ノ人ハ我カ宝ヲ子々孫々マテ伝ヘバヤト願、皆々一切ノ衆生ハ如レ此ノ願アリ、帝釈天衆生ヲ哀ミ玉ヒテ庚申守ル人ヲ記^{シテ}閻魔王^ニ伝テ三世ノ念願ヲ必叶^フベシト誓ヒ玉フ、如レ此衆生濟度ノ爲ニ童子ヲ下シ玉ヒテ、彼ノ民部ノ僧都^ニ懇^ニ伝^{サセ}玉フ也、吾朝ノミナラス天竺・唐土^ニモ此庚申ヲ奉レ待也、南方^ニ高棚ヲ構^ハ、香華・燈明・五穀ヲ備^ユ奉ル也、夜半^ニハ供物ヲ備^ユ、曉^ニハ飯ヲ備^ハ、此外諸ノ菓子ヲ奉レ備也、其夜ハ男女愛欲ノ心ヲ仮リ初メ^ニモ不レ可レ持只三世ノ願計ヲ思^ヒ、悪^キ雜談ヲモスベカラス、昔シ文殊菩薩此ノ莊嚴ヲ以テ庚申ヲ待玉フ^ニ諸願已^ニ成就^{シテ}、終^ニ文殊菩薩ト成玉フ也、庚申守ル人、此ノ世^ニハ諸難ヲ免レ、來世^ニテハ六道輪廻ノ苦ヲ免ルル也、一年^ニ六度も、初ノ申ハ死出ノ山ノ苦ヲ通^レ、二度目^ニハ三途ノ川ノ苦ヲ通^レ、三度目^ニハ無間地獄ノ苦ヲ通^レ、四度目^ニハ餓鬼道ノ苦ヲ通^レ、五度目^ニハ畜生道ノ苦ヲ通^レ、六度目^ニハ修羅道ノ苦ヲ通^レ申事無レ疑也、又曰、戊寅ノ刻^ニハ五穀ヲ三ツ土器^ニ盛リテ備フヘシ、子丑ノ刻^ニハ洗米^ニ

1、庚申待縁起

世 近 三、

テモ、赤飯ニテモ可レ備フ、戌亥ノ時ハ文殊菩薩・薬師如来・過去ノ七仏ヲ可レ奉レ念シ、子丑ノ刻ハ青面金剛・釈迦如来・現在ノ七仏ヲ可レ奉レ念シ、皆是三世ヲ祈ル御本尊也、唯シ南ニ向テ三十三度礼拝ヲ可レ致ス、委ハ一切経ノ中ノ庚申経ニ見ヘタリ、大方如レ此庚申ヲ奉レ待人ハ、我一身ノミナラス一門眷属迄モ七難ヲ滅、七福即生スト云、庚申ノ曉ノ歌ニ曰、

しやうきやらや いねやさる寢の 我カ床に

ねたるそや ねたねたそねたるそ

ケ様ニ説テ寢ル時、我方齒ヲ三々九度ナラシテ寢ルヘシ、其夜鬼神恐レヲ成シテ不レ犯サ、此ノ夜ハカキノ際ハ、二不レ寢、庚申ヲ信仰ノ人ハ仮イ重眼深厚タリト云トモ、一座待初メテハ不レ苦カラ、一座ト申スハ、三年ニ十八度ノ内、諸願必ス成就スル也、皆々ハ逆修ノ心也、如何様ノ事ヲ以テ、大仏事ヲ致スヨリモ尚ヲ勝レタリ、富貴ノ人ハ夫レニ随テツイエヲ可レ致ス供物ヲ備ヘ、貧ナル人ハ夫レニ随テタシナミヲナシ供物ヲ備エ可レ奉也、三世ノ逆修何事カ如レ之乎、能々此ノ義ヲ日本國中ニ弘メ玉エトノ玉ヒテ、童子ハ書消様ニ失セ玉フ、其後、民部僧都日本国中ニ弘メ玉ヒテ、上下万民ヲシナヘテ拜サヌ人ハナカリケリ、又童子伝玉フ文ニ曰、諸行無常 是生滅法 生滅々已 寂滅爲楽 此ノ文ヲ百八返可レ唱フ、六八專ニテ年ニ六度、須弥山ノ頂上上

梵ニ於テ六度大法事アリ、是ハ皆梵天・帝釈・四大天王・諸仏菩薩、此法ヲ勤行シ玉フ大法事也、此ハ專ノ九日目、庚申日

当ル此時仏天・三宝モ守玉フ也、強チ人間斗リ待非レ申ニハ、仏神モ守玉フ也、如レ此委ハ一切経ノ内、庚申経ニ具ニ有レ之也、

此庚申ヲ信シ玉フ人ハ、三病ヲ通レ、現世安穩 後生善処ノ爲ニ、泰山府君ノ祭ヨリモ尚ヲ勝レタリ、此ノ上ハ何事カ如レ之哉、

此ノ夜ハ火ヲ清メ、信心ヲ至ヘシ、然ルニ供物ヲ惜メハ、頓テ災難来テ財宝ヲ失フ事無レ疑ヒ、庚申侍ノ夜施シタル物、来世ニテ

七倍ニテ請取ト彼ノ童子、民部僧都ニ語リ玉フ也、三年ニ十八度ノ施ハ千金ヨリモ勝レタリ、童子教ヘ玉フ如ク無レ疑多念ヲ不

レ思可レ奉レ待也、其夜少モ眠コト不レト可レ有堅ク戒玉フ也、一切ノ生アル物ハ食物ヲ改テ眠コトナシ、故ニ食物ヲ細々出セト教ヘ

玉フ也、此夜ハ必静ニ看経シテ無ニ余念ニ奉レ待者、三年ノ内ニ諸願如意満足セリ、此夜腹ヲ立コト不レ可レ有、悪念ヲ拂ヒ、榮華

安楽ヲ本トシテ奉レハレ待、誠ニ本尊ノ内證ニ入テ諸願成就皆令満足ナルヘシ、如レ此赴レ疑イ申人ハ、此世ニテハ三病ヲ苦ミ受

ク、来世ニテハ無間地獄ニ墮在シテ浮フ世更ニ有ルマシキ者也、

又歌云、

さうきやらや 獨いねやの 我宿に

ねたるそねそくとねたるそ

1、庚申待縁起

庚申船までしはしこととハハ

沖のしらなみ立てこぬまに

庚申大申小申中の申

をとこのさるハ□やまさるなり

慶長十八年癸丑三月吉日

天王寺庚申別当

入江房在判

維元禄十五^{壬午}龍春弥生念二但陽峯山

於千蓮華密寺閣下書寫焉

(解題)

窪徳忠先生の『庚申信仰の研究』(上)「庚申縁起集」には、三十三篇の縁起が収集されている。その存在地は、東北から九州にわたっている。時代的には、明応五年(一四九六)筆の大分県宇佐郡宇佐町の宇佐八幡宮蔵『庚申縁起』が一番古く、江戸末期筆、または書写のものが多し。つまり、室町中期頃から盛んになり江戸末までに及んだと思える。勿論、明治以後も信仰はされているが、江戸時代のような盛大さはなくなり、次第に衰微に向かったといえる。

但馬からは、出石郡出石町馬場町金蔵院蔵『庚申略縁起』文久元年(一八六一)初夏筆が収集されている。同院は当山派修験寺院で、明治以降、生き残れた数少ない内の一つである。筆者も、十数年前調査に訪れたが、庚申会もまだ行なわれており、

同縁起も拝見したと記憶している。同町は、城下町で江戸時代には、八カ院の修験がおり、活躍していた。

同郡には、特に各地区入口に庚申碑が建立されている例が多く、全国的レベルからみても、庚申信仰が盛んな地区だったといえる。この流行には、同町の修験寺院の活躍が推測される。

今回、轟地区細田家から発見された本縁起は、但馬では二番目のものである。しかし、巻末に「慶長十八年癸丑三月吉日天王寺庚申別当入江房在判」とある。少くとも原本は慶長十八年(一六一三)のもので、金蔵院のものよりは、二百五十年近く古い。これを、細田家の宗重が、元禄十五年(一七〇二)弥生(三月)念二(二十二日カ)に、蓮華寺のものを書き写している。

原本は、同寺にあったことは明らかである。巻末に四天王寺庚申堂の別当まで記している例は、前記「縁起集」の中には、ほとんど見当たらない。また不思議に全国の縁起は、四天王寺の民部僧都の名が出ている。つまり、同寺庚申堂が中核的存在であったことが分かる。

以上で、本縁起の史料的价值は、発見例としては、但馬では第二番目であるが、出石町金蔵寺の江戸末の文久元年(一八六一)よりは古く、全国的レベルからみても、古い方に入り、史

世 料的価値も上である。

三、 近 次に蓮華寺にも青面金剛は祀られてあり、これと本縁起との関係を考えたい。まず考えられることは、慶長十八年に、四天王寺より勧請したのではないかということである。特に別当名まで縁起にあることは、その可能性が考えられる。

現在蓮華寺の本堂（観音堂）傍らに庚申像が祀られてあるが、同堂の古い寄附札及び同寺『峯山蓮華寺朝龍記』の文化十四年（一八一七）「観音堂再建造作之事」に、「本堂再建^并奥院・大師堂^并庚申堂造作・繕共也」とある。現在の堂の天井板にはこの時造られたもので龍の姿が描かれてあるものが残されているが、かつては立派な堂であったことがしのばれる。くくり猿も多く供えられており、近年まで盛んな信仰を受けたことが分かる。

（日野西眞定）



写388 轟・蓮華寺庚申像

2、安谷清家文書

(芦谷 安谷清家所蔵)

(1) 『乍恐奉願上候御事』 宝永五年(一七〇八) 正月七日

乍恐奉願上候御事

美合郡芦谷村庄屋小次郎^与申者^ニ而御座候。

一、乍恐、此度奉申上候一卷ハ、私義ハ陰陽師神道家^ニ而御座候。然共、私義ハ芦谷村御百姓御代々相勸来申候。夫故小出大隅守様御代々生野御領伊賀守様御代々^ニ至迄、年頭之御礼御領分^一等^ニ仕来申候所^ニ、此度大庄屋殿被仰候^ハ、殿様之御礼先相止申候様^ニ与被仰候^ニ付、迷惑千萬^ニ奉存候。私儀ハ古来今御代々様^江御礼等仕来申者^ニ而御座候。乍恐、此度も先年之通被為 仰付被為下候ハ、御慈悲有難可奉存候。以上。

美合郡芦谷村庄屋

小次郎^卍

宝永五年

子ノ壬正月七日

大森五右衛門様

川上茂兵衛様

(解題)

芦谷村の庄屋であり、また京都の公家である土御門家の主宰する天社神道配下の陰陽師でもあった小次郎からの、出石藩への願い出書である。出石藩主および生野代官に対して年頭の挨拶に参上することを藩内のおもだった人々同様に代々続けてきたところ、このたびは、大庄屋が藩主への挨拶は無用といつてきているけれども、従来通りに許可されたいとする内容である。庄屋として年頭拝賀が許されていたものが、陰陽師身分が軽輩神道家であるとして忌避されたことを迷惑としての言上である。陰陽師が軽輩でないことを証明するために、このうちまもなく小次郎は京都土御門家に参じて事情を訴え、次に載せる捷書や許状を得て帰り面目をほどこしたという。この文書では、村庄屋が百姓でありながら陰陽師でもあるという形態が示されており、一般に陰陽師は村内のおもだった存在でなく、また農地をほとんど所有していない、とされてきたことに疑問をなげかける史料として重要である。安谷家は中世の但馬国守護山名氏の一族、あるいは被官とみられる旧家であり、小次郎は『安谷家系図記録』^写では九代目の小次郎政友にあたる。

(木場明志)

(2) 『許状』 宝永五年（一七〇八）二月五日

許状

一、呼名可謂掃部事

一、可着烏帽子事

一、可掛木綿手纏事

右許状如件

土御門家雜掌

松井主水（花押）
小泉玄蕃（花押）

宝永五戊子年二月五日

但州美含郡芦谷村

安谷掃部とのへ

（解題）

土御門家京都役所が発給した陰陽師免許状である。土御門家主宰の陰陽道は、中国神である泰山府君を主神とし、あわせて日本の八百万の神々をも祀るもので、天社神道と称した。そのため、その許状は吉田神道の発する神道裁許状と同一の様式をとることとなった。吉田家の神道組織を範として、土御門家の

諸国散在陰陽師組織化は進められたのである。この文書では掃部の呼名、すなわち安谷掃部守と名乗ること以下、烏帽子着用と木綿手纏の使用が許可されているが、呼名に古代律令制にあった百官名からどれか一つが用いられる外は、許状としては同文となるのが様式である。これは安谷家所蔵の許状では最古であるが、もつと以前から土御門家配下となっていたことがわかっており、(1)の解題に示したような事情から大切に保管されることになったのであろう。なお、安谷家は呼名掃部を世襲していく。
（木場明志）

(3) 『掟』 宝永五年（一七〇八）二月五日

掟

一、陰陽家行事之外、不可修於異法事

一、不可与他争事

一、雖為相統之子代替、於 本所改可預免許事

右之条々堅可相守者也

土御門家雜掌

松井主水（花押）
小泉玄蕃（花押）

宝永五戊子年二月五日

但州美含郡芦谷村

安谷掃部とのへ

(解題) 許状と同時に渡された土御門家配下の陰陽師として守るべき掟を示したものである。南都奈良陰陽師にあてて発された宝永二年のものが奈良市吉川家文書に残るが、全くの同文である。

第一条は土御門家が陰陽道と認めている以外の修法をとり込んで行つてはならないとするもの。第二条は、反対に近似する修法内容を有する他の名称の宗教者と争いを起こすなとするもの。第三条は、親から子へと陰陽師を家職として世襲する場合であっても、改めて心ず土御門家から許状を受けなさいとするもの。陰陽師と一口にいつても、区々の宗教的活動をしていたことが考えられ、その統制には土御門家も相当腐心したらしい。組織を拡張しつつ修法内容に統制を加え、なおかつ類似宗教者との摩擦や訴訟関係に到るのを避けようとしたのであった。また、一旦配下となると毎年の土御門家への上納金が課せられたのであるが、それが途切れないためにも、たとえ世襲による代替りであっても許状を改めて得て新登録せよというのである。年々の賦課もさることながら、許状の礼金もまとまった形で加わることになり、配下陰陽師にとつては宗教活動の保証を得るため

とはいへ、本所である土御門家と京都役所の経済維持の下請けを課されることは辛いことであつた。(木場明志)

(4) 『御灯料上納についての下知』 延享三年(一七四六)三月二十四日

但馬国中村、之陰陽師并筋^{本撰}目中、元禄九年の三拾年来御本所御機嫌茂不相窺、御灯料も不払、不屈^二被思召候。依之、今度御吟味有之間、芦谷村の上納仕来之通、年々之御灯料此度急度上納可仕候。仍御下知如件。

土御門正三位殿御内

三浦又右衛門

延享三丙寅年三月廿四日

但馬国日撫村

上ノ鄉村

舞狂村

下岡村

南尾村

鳥居村 陰陽師中

扶間村 陰陽筋目中

2、安谷清家文書

(解題)

土御門家配下の諸国陰陽師には、御灯料という名目での毎歳の貢納賦課金が定められていた。しかし、この文書にみられるような恒常的不払いも現実には多かつたようで、ここでは貢納督促が下知されている事例である。芦谷村陰陽師を見習って上納せよというのであるから、安谷家は定め通りの御灯料上納を勤めていた存在であったと知られる。但馬国内の陰陽師居住の村々が見える重要史料でもあり、こうした村々の陰陽師が元禄九年(一六九六)には土御門家配下となっていたと一応はいえるのであるが、組織加入の際に宗教活動年数を遡って、元禄九年を区切りとして貢納が課せられている可能性の方が高いと考えられる。

(木場明志)

(5) 『土御門家回状』 天明四年(一七八四)八月

(前欠)

一、今度相改候御役所印鑑差遣置候間、書状并諸触書、又ハ金銀之請取書遣候、此已後此印形を以取行候間、此印形無之書付之方ハ実書ニ而者無之候間、左様ニ可被相心得候事。

一、今度新ニ御本所之御用達所相極候。則、別紙所書遣シ候。

自今諸国御支配下之面ニ上京之輩ハ、此御用達所江向ケ上京候而、相着キ可被申候。左候へ者、御用達より上京之由茂注進申上、則、上京人之宿も御用達より申付候。併、面ニ親類有之輩、或者格別便宜之子細等有之候与之旨、於御用達所ニ申達置、何方ニ而茂止宿候茂可為勝手候。尤、今度相定官銀以下諸上納金銀、右御用所之改を以相納候。且又、自今書状往来御灯料御貢納銀并諸献物等迄茂、此御用所江向ケ可被差登候。早速御役所江披露之事ニ候。其外、頼又者自分之用向等茂候ハ、此御用達江被頼候得者相調候様ニ、從 御本所被 仰付置候事。

一、御貢納差出候事、古格正月晦日限リニ有之候所、近年甚乱雜ニ相成、及遲滞、或者所ニ寄末進不納之輩茂有之候。

御貢納被取立候儀者、御私之御儀ニ而者無之、公武為御用御取立之儀ニ而、不輕御子細有之儀ニ候間、自今ハ古格之通必上納可有之候。尤、是迄未進不納有之輩者、此度急度申付候而、勿論早ニ取立可被差出候。若、組下不承知不差出族茂有之候ハ、名前書付早ニ可被申登候。急度被仰付方有之候事。

一、年頭八朔暑意等、上京或者書状を以なりとも、右古格無懈怠可被相勤事。

一、近年、免許無之呼名相名乗、或者^得東等着用之輩茂所^寄有之由相聞候。触下急度吟味可有之候。若、自今右牀之儀有之旨相聞候ハ、相糺候上、本人者勿論触頭共可為曲事候事。

一、向井得^得雷儀、老衰依頼退位隱居被 仰出候間、自今不及連名事。

一、荅岐玄蕃儀、致病死候間、是又同斷事。

一、自今役掛リ名前別紙之通^二候事。

一、近年、所^二而 御本所之役人又ハ御門弟諸国改役人御支配杯と偽を申、諸国致順廻候輩も有之由相聞候間、聊^二て茂紛敷輩も有之候ハ、早^二可被申登候事。

一、天和貞享御定之趣^并職分^二付、面^二心得方等之儀者各覚悟可有之儀に者候得共、若、不覚悟之面^二茂有之候而者、職業之不繁昌身分之妨^二茂可相成候間、不覚悟之輩有之候ハ、触頭勤役之面^二等者別而之儀^二候間、必追^二上京之うへ相窺、覚悟有之可然候事。

右条、此度改被 仰出候間、触頭面^二得と相心得、猶亦組下其外手寄^二陰陽中^江も、不洩様無違^二可被相達者也。

割印

土御門殿

御役所（月番印）

天明四年

辰八月

陰陽中

（解題）

土御門家より發給され、諸国陰陽道触頭を通じて配下陰陽師に周知せしめられた回状である。新規に御用達所を京都に設けて事務窓口とすること、貢納料の取り立ては土御門家が私するためでなく公武御用の維持のためであること、無免許者の徘徊をとどめるべきこと、陰陽師の職分を、とくに触頭を勤める者はよく理解しておくこと、などが達されている。貢納料の催促と取り立て、および在地陰陽師の職業改め、が触頭の主たる役務となっていたと知られよう。（木場 明志）

(6) 『触頭役補任状』 天明四年（一七八四）十一月二十三日

但州美含郡芦谷村

安谷掃部

同国養父郡舞狂村

嵐 薩摩

右兩人、但馬國中陰陽道触頭役之義、依先例今般改被 仰付候条、其役無懈怠可相勤者也。仍令下知之状如件。

土御門殿

家司奉之（月番印）

天明四甲辰年十一月廿三日

（解題）

美含郡の安谷掃部とともに養父郡の陰陽師嵐薩摩を但馬国の陰陽道触頭役に補任するという文書。土御門家は一国に一〇二名の陰陽道触頭を定めて地域を統括させたが、但馬においては一時期安谷家と嵐家の併立補任があるものの、のちには安谷家のみの世襲となり、統括範囲も丹後の一部までにおよんでおり、明治三年（一八七〇）閏十月の陰陽道廃止までそれは継続した。(5)の文書の日付、およびこの文書の「先例によつて今般改めて」との文言からみて、天明四年当時の安谷掃部（ここでは安谷家第十二代清七にあたる）に触頭が世襲的に継承されたものとみられ、安谷家の触頭補任の最初はもつと遡るといえよう。

（木場明志）

(7) 『帯刀許状』 天明四年（一七八四）十一月二十三日

許状

一、就職分可帯刀事

右、許状如件

土御門殿

家司奉之（月番印）

天明四甲辰年十一月廿三日

但州美含郡芦谷村

安谷掃部とのへ

（解題）

「職分について帯刀すべき」とは、(6)の文書にみえる陰陽道触頭役補任にともなう措置としての許状である。役儀を行う際にのみ帯刀が認められたもので、安谷家は武士身分ではなかったから、平素の役儀にあたってはいない際にまで持ち歩くことが許されたわけではない。

（木場明志）

(8) 『上納についての達書』 寛政四年（一七九二）七月

（前欠）

早々可被差出候勿論、何之子細茂無之候へ共、心得違_二而不

納之輩等者速ニ致上納、尤習納銀高詔等曲ニ書付差添、且是迄不納不束之御詫申上候様可有取計候。且又、陰陽道万端為取締依 御頼、去亥從 公儀諸国江御触被成下候ニ付、從御本所茂御配下一統相心得候条、申触、尤、諸配下中人別不洩様廻覽、各承知印形之事申達置候処、是以心得違之族も有之、今以調印順達茂相滞候趣、重々不束之至ニ候。何分、兼而申達候通ニ、早々順達調印之儀速ニ取計可有之候。此度上京ニ付、別段申渡候条与得相心得、万端無間違様取計可有之候。此上、若々不束心得違之族茂有之候ハ、急度相糺、厳重之可被及沙汰候。其旨可有承知候。以上。

土御門殿

陰陽道

御役所(月番印)

寛政四年

子七月

割印

但州美合郡芦谷村

安谷掃部殿

(解題)

土御門家は、幕府に対して諸国の陰陽道を職業とする宗教者

の筋目取り締まりを請願し、その結果として、寛政三年(一七九二)四月に幕府の触れが出された。その内容は、陰陽道を行う者は土御門家の免許を受けて支配下となれというものであり、『御触書天保集成』所収、土御門家がそれに勢いを得て陰陽師改めを進めようとしたのがこの文書である。幕府の触れの趣旨が、地方の触頭である安谷掃部を通じて配下末端に回覧され、承知確認が各陰陽師の捺印によってなされたのであった。その際、不承知の者の存在が少なからずあり、それへの強い働きかけが土御門家から触頭に督励されたことが知られる。このやり方が組織拡大にかなりの成果をあげたことは、安谷家文書の寛政四年十二月の『筋目・貢納料吟味』についての口上書覚えによっても証明される。いずれにしても、土御門家支配の陰陽道組織の地方拡張過程について、実態的に知ることのできる重要な史料である。(木場明志)

(9) 『口上書控』 嘉永七年(一八五四) 六月十三日

口上書 控

一、私義ハ代々御百姓に者御座候得共、往古今京都土御門家之家来筋家ニ而、古来今代々小頭役被 仰付勤来、名氏帯

刀御免^ニ候得共、陰陽職ハ古来^与リ不仕、尤、永代小頭^与申候而、繼目之節御添書ハ願上不申、無段先代^ニ奉達候義^ニ御座候。私支配場^与申ハ、只今^ニ而ハ出石郡城崎郡美含郡。右之通、乍恐奉達候。

以上

美含郡芦谷村

安谷掃部

嘉永七年

寅六月十三日

宮内市郎右衛門様

(解題)

幕末期の安谷家を知ることのできる文書であり、土御門家との関係では永代小頭役であるとする。小頭は触頭あるいは、その配下のおもだった者の任じられた役であるが、永代小頭となると、代替り時の手続きにも簡便の特典があったらしい。なお、古来から陰陽職はしてきていないとの主張に注目され、触頭(あるいは小頭)を勤めながら陰陽道には携わらないという形態に移行していたのであろう。どういふことなのか検討課題が提供されているといえる。安谷家は明治維新期まで但馬国触頭を勤めたが(『諸国触頭名前仮留』宮内庁書陵部)、この嘉永七年の

時点での実際の管轄範囲も記されていて興味深い。

(木場明志)

(10) 『王政復古一件』(木版刷) 明治二年(一八六九)三月

今般 王政復古 御一新^ニ付申渡。

陰陽道之儀者、至誠至美の丹心を以て天神の命を窺ひ、人の疑惑を決し宜に^處^也らしめ、且、勤善懲惡を専らとすへきの^處、近來其法区にして、或者紛らしき自己の流儀等を立て、^{當道の本旨を失へるもの少からず。方今の御時節^ニ候へ者、是迄の弊風を断然と一洗し、周易に基きて正法を行ひ、自余胡乱の占候悉廢絶可致候。此旨屹度相守り、只^ニ正直清潔を常として、永く職業を営へき事。}

一、称号を看板等へ書出し候義、堅く停止之事。

一、不正不筋之祈祷決而致間敷事。

一、無免許^ニ而^ニ當道を行ひ候もの有之候者、可申出事。

右之条^ニ堅く相守可申候。若、違犯之者於有之者、嚴重^ニ可申付もの也。

陰陽道

役所(月番印)

2、安谷清家文書

明治二三年三月

(解題)

明治維新による王政復古は、陰陽道主宰者土御門家が公家であつたところから、同家は陰陽道組織の継続と発展に期待を持つたと考えられる。この木版刷の一枚もの文書は、あいかわらず筋目取り締まりに腐心している実状、および新時代への対応が如実にみえて興味ある。この時期、たしかに陰陽道加入者は増加したと思われ、神仏判然令の影響とみられる僧の加入、および同様の意味で扱った巫女とみられる女性の加入、が特徴的と考えられる。

明治三年(一八七〇)閏十月五日の土御門陰陽道(天社神道)廃止で組織は混乱、そして衰退へと向かうが、はや明治中期には、華族となった土御門家を総裁に仰いで、再組織化の動きが活発となっている。いずれにしても、維新から現代に至る陰陽道・陰陽師の研究は空白が甚だ多い。

以上、「通史編」に引用した安谷家文書について、改めて本文全体を示した。安谷家文書一七〇点余のうちのごく一部であり、ことに陰陽道関係において、全国のどこからもまだ報告さ

れていない内容の文書を多く含んでいることに特色がある。近世陰陽道の歴史的研究を飛躍的に進めた貴重な文書群といわねばならない。

(木場明志)

3、『勤来候年中寺役之覚』

一、正月八日村中浦祭り、惣祈禱於天満宮本地堂ニ、当村真言

宗三ヶ寺出会相勤候事、

一、毎月御影供、三ヶ寺並^①旦中共出会順番ニ相勤候、但シ、

神通寺ハ去年今不參、

一、二月涅槃会、三ヶ寺輪番ニ而相勤候、但シ、神通寺不參、

一、正・五・九月、月待日待等村中自他宗共入交、三ヶ寺相勤
来候、

但シ、此義ニ付、神通寺迎年何角と度々被申

越候、委細ハ神通寺口上書有之候、尚、口上

ニ可申上候、

一、神通寺支配之神事等、当寺並龍海寺へも^②述、日案内有之

候故、二ヶ寺罷出、一所ニ相勤来候得共、近年案内無之、

不及相勤候事、

一、七月十五日之施餓鬼会、毎年当寺ニ而相勤候、但シ、神通

寺支配之神事等^③述、日案内無之候故、又此方今も案内不

仕候間、神通寺去年今不參、

一、毎年七月十三日晚村中棚経、三ヶ寺一所ニ相勤来候所、神

通寺ハ去年今格別ニ被相勤候事、

一、正月卜奥極月一度宛、^④狐船中今浦祭り之為祈禱、於天満

宮三ヶ寺一所ニ祝詞・法楽相勤来候得共、近年神通寺格別

ニ被相勤候事、

一、九月廿五日天神御祭祀之節ハ、三ヶ寺一所祝詞・法楽相勤

来候、神通寺儀ハ時刻ヲ違へ、格別ニ社参有之候事、

一、真言宗無常有之時ハ、三ヶ寺一同ニ葬礼仕候得共、神通寺

^⑤義去年今会所ヲ違へ、格別ニ諷経在之候事、

一、不依何事ニ出石公邊之勤来候ハ、結衆之内今隔年ニ仕、惣
代として老人宛被出候得共、去年今当寺並龍海寺ハ指除相

勤被申候事、

一、当寺持分之旦中不殘無常・祈願共相勤来候、但シ、正月

之仁王経・極月之解除神通寺・龍海寺両寺今被相勤候故、

当寺今勤不申候、

右之外、村中師晴之惣祈禱等、皆々三ヶ寺一所ニ出会相勤来候、

小も相違無御座候、已上

享保十三歳 但州美含郡

申 九月 日 竹野

淨願寺印

正智院様

御役者中

(解題)

3、「勤來候年中寺役之覚」

本史料は、近世中期ごろの竹野村(現・兵庫県城崎郡竹野町竹野浜)に存在した真言宗寺院、すなわち浄願寺・龍海寺・神通寺三カ寺の「年中寺役」に関する覚書を、但州の真言宗寺院の本寺である高野山正智院(御役者中)に提出した寺院文書である。原本はもと浄願寺所蔵(現在は龍海寺所蔵)にかかり、墨付六枚からなる。冒頭に「勤來候年中寺役之覚」とあり、奥付には「享保十三歳申九月 日」と本史料の成立時期を記している。

近世の竹野浜に存在した浄願寺・龍海寺・神通寺三カ寺の成立と変遷については、すでに別稿で考察したので割愛したい(「近世但馬の真言宗寺院と年中行事―美含郡竹野谷を例として―」『大谷大学史学論究』第2号、『竹野町史』「民俗編」第10章「民間宗教」第三節「民間仏教」参照)。ここでは近世寺院として成立した右の三カ寺の真言宗寺院の特色を述べると、一、まず浄願寺(慈眼院)は「滅罪寺院」として、龍海寺・神通寺の二カ寺と比べられないほどの檀信徒を有していたのに対して、他の二カ寺はいずれも寺檀制度を存立の基盤におきながら、僅かの檀信徒しか持っていないこと。二、そのため後者は、近世寺院として成立したときから「祈念旦那之寺」として、ムラを越えた広い範囲に祈禱信徒を確保し、祈禱寺としての性格

と機能を發揮して展開したことを指摘できる(享保十一歳午霜月『口上之覚』(仮題)龍海寺文書)。そのため本史料が提出された享保十三年(一七二八)九月の二年前に、龍海寺・神通寺両寺と浄願寺との間で年中寺役や鎮守・諸堂の別当職をめぐって出入りが起っている(同右)。すなわち貞享元年(一六八五)に浄願寺の先代宥算の代に、「正・五・九月之祈願、月待・日待・狐船中間護摩供」などの年中寺役を、龍海寺・神通寺と同様に勤めたい旨の願い出があった。これに対し龍海寺・神通寺の二カ寺は、当時浄願寺は「滅罪之旦那」が多いこと、また同寺は「旦那之外ハ祈願等少も修行させまじく」という証文などを大義名分として、年中寺役を勤修させない旨の返答をしている(同右)。この訴訟文書から、龍海寺・神通寺二カ寺が真言宗寺院の年中寺役を獲得したのは、貞享元年(一六八四)以前であったことが推測される。

こうした年中寺役に関する訴訟が、近年中期ごろに竹野村の真言宗寺院の間で起こっているのは、一つには、寺檀関係にもとづく真言宗寺院の檀信徒の確保のあり方、および先述した「祈念旦那之寺」としての性格を有した同宗派寺院の機能に由来している、と考えるよいであろう。

以上簡略に述べたごとく、本史料は、一七世紀後期から一八

世紀前期における竹野浜の真言宗寺院三カ寺の年中寺役をめぐる訴訟を背景として、ムラの宗教行事や真言宗寺院行事、および葬礼などを一同で勤める年中寺役の覚を記したものである。それは中世以来の荆木観音寺一山の僧侶仲間である「結衆」寺院として、その伝統を再確認した結果であるともいえよう（同『口上之覚』）。

二

次に本史料の内容については、すでに『竹野町史』通史編（近世・「年中行事」）で若干ふれたが、その内容を大別すると、(一)、通仏教的行事、(二)、真言宗寺院行事、(三)、神社祭祀、(四)、民俗的行事に分類され、それらが混然として行なわれていたことを指摘できる。それは近世中期ごろのムラという「生活の場」において、真言宗寺院と地域民衆とが年中行事を通してつよく結びれていたこと、またムラの宗教行事や神社祭祀に同僧侶の役割・機能が重要なウエイトをしめていたこと、などが考えられるのである。それはまた、近世中期ごろの竹野村において、祈禱寺院としての性格と機能を有した真言宗寺院のあり方が、当住民の精神生活と深い繋がりをもっていたことを示すものである。たとえば、近世の真言宗寺院行事である毎月の御影供や、(一)の通仏教的行事である二月の涅槃会、盆の施餓鬼会と棚経のほ

か、(三)の神社祭祀である九月廿五日の天満社（天満宮）の祭祀に、浄願寺・龍海寺・神通寺の三カ寺が一同で祝詞・法楽を勤修している。また正月・十二月の熊船中の浦祭りにおける「惣祈禱」の出仕がそれである。さらに(四)の民俗的行事である正・五・九月の月待・日待などは、真言宗旨以外の人々も参加し、右の三カ寺が導師として勤める定めであり、それぞれの寺院が別当職としてムラの神事を司祭している。近世中期ごろの神仏習合をあらわす史料のひとつとして充分注意してよい。

もっとも、その具体的な行事内容については記述がなく、不詳であるが、そのなかには民族的な宗教伝統に根ざしたものや、村民・漁民による民俗的行事となっているものもある。こうした近世竹野村の年中行事史料としては、時代が降るが、文化五戊辰（一八〇八）改め『年中行事簿』（龍海寺文書）、天明二年ころに書かれた『年中行事』（金亀院文書）などがあり、これら一連の寺院年中行事史料を詳細に比較検討することによって、近世中期から後期における竹野村地域の真言宗寺院行事やムラの宗教行事の具体性、それらの寺院行事やムラの宗教行事に対する真言宗寺院の関与と機能の変遷などを知ることができるのである。これらの詳細については、先記の別稿を参照していたければ幸いである。

（豊島 修）